

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会

# 第2回常任委員会

日時:令和7年2月17日(月)14時00分

場所:階上町役場 第2会議室



# JAPAN GAMES



青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って  
第80回国民スポーツ大会



# 青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会

## 第2回常任委員会資料 目次

### < 報告事項 >

#### 【報告第1号】

- 第60回全国都道府県対抗自転車競技大会(青の煌めきあおもり国スポ自転車(ロードレース)リハーサル大会)の日程について ..... 1

#### 【報告第2号】

- 第59回全国都道府県対抗自転車競技大会(わたshiga輝く国スポ自転車(ロードレース)リハーサル大会)の視察報告について ..... 2

### < 審議事項 >

#### 【議案第1号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町識別用品整備要項(案) ..... 3

#### 【議案第2号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町保険加入要項(案) ..... 5

#### 【議案第3号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町歓迎装飾実施要項(案) ..... 10

#### 【議案第4号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町案内所・休憩所設置要項(案) ..... 11

#### 【議案第5号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項(案) ..... 13

#### 【議案第6号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町競技施設整備要項(案) ..... 29

#### 【議案第7号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町弁当調達要項(案) ..... 31

#### 【議案第8号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町医療救護対策要項(案) ..... 33

#### 【議案第9号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町感染症(防疫)対策要項(案) ..... 35

#### 【議案第10号】

- 青の煌めきあおもり国スポ階上町食品衛生対策要項(案) ..... 37

**【議案第11号】**

○青の煌めきあおもり国スポ階上町環境衛生対策要項(案) ..... 39

**【議案第12号】**

○青の煌めきあおもり国スポ階上町輸送・交通業務実施要項(案) ..... 41

**【議案第13号】**

○青の煌めきあおもり国スポ階上町駐車場管理業務実施要項(案) ..... 45

**【議案第14号】**

○青の煌めきあおもり国スポ階上町警備・消防防災業務実施要項(案) ..... 47

**<その他>**

○階上岳登山口臥牛の塔周辺に係る電線について ..... 50

**<参考資料>**

○青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会会則 ..... 51

○青の煌めきあおもり国スポ階上町開催基本方針 ..... 55

○青の煌めきあおもり国スポ階上町開催準備推進総合計画 ..... 56

○青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会事務局規程 ..... 58

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会 第 2 回常任委員会

日時:令和 7 年 2 月 17 日(月)14:00~

場所:階上町役場 2 階 第 2 会議室

### <次 第>

#### 1 開 会

2 委員長あいさつ 青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会 会長 荒谷 憲輝

#### 3 報告事項

報告第 1 号 第 60 回全国都道府県対抗自転車競技大会(青の煌めきあおもり国  
スポ自転車(ロードレース)リハーサル大会)の日程について

報告第 2 号 第 59 回全国都道府県対抗自転車競技大会(わた shiga 輝く国スポ  
自転車(ロードレース)リハーサル大会)の視察報告について

#### 4 議 事

議案第 1 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町識別用品整備要項(案)

議案第 2 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町保険加入要項(案)

議案第 3 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町歓迎・装飾実施要項(案)

議案第 4 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町案内所・休憩所設置要項(案)

議案第 5 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項(案)

議案第 6 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町競技施設整備要項(案)

議案第 7 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町弁当調達要項(案)

議案第 8 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町医療救護対策要項(案)

議案第 9 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町感染症(防疫)対策要項(案)

議案第 10 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町食品衛生対策要項(案)

議案第 11 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町環境衛生対策要項(案)

議案第 12 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町輸送・交通業務実施要項(案)

議案第 13 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町駐車場管理業務実施要項(案)

議案第 14 号 青の煌めきあおもり国スポ階上町警備・消防防災業務実施要項(案)

#### 5 その 他

階上岳登山口臥牛の塔周辺に係る電線について

#### 6 閉 会



## 第60回全国都道府県対抗自転車競技大会(青の煌めきあおもり国スポ自転車(ロードレース)リハーサル大会)の日程について

第60回全国都道府県対抗自転車競技大会(青の煌めきあおもり国スポ自転車(ロードレース)リハーサル大会)の競技日について、次のとおり報告する。

競技別リハーサル大会(国スポ前年に開催)

競技名	大会名	競技日	競技会場
自転車 (ロードレース)	第60回全国都道府県対 抗自転車競技大会	令和7年 10月5日	階上町特設ロード レースコース

## 第59回全国都道府県対抗自転車競技大会(わた shiga 輝く国スポ自転車(ロードレース)リハーサル大会)の視察報告について

第59回全国都道府県対抗自転車競技大会(わた shiga 輝く国スポ自転車(ロードレース)リハーサル大会)の視察報告について次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和6年9月22日(日)
- 2 会 場 滋賀県東近江市特設ロードレースコース
- 3 視察職員 事務局リーダー(教育課副参事) 金見 靖子  
事務局員(教育課主査) 中嶋 脩夫
- 4 視察内容 別紙のとおり



## 青の煌めきあおもり国スポ階上町識別用品整備要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）及び青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者（以下「従事者」という。）の識別用品について必要な事項を定めるものとする。

### 2 整備品目

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり識別用品を整備する。

#### (1) 本大会

- ① ADカード（カードケースを含む。）
- ② 帽子
- ③ 上着
- ④ その他本大会の運営上必要が生じた識別用品

#### (2) リハーサル大会

- ① ADカード（カードケースを含む。）
- ② 帽子
- ③ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

### 3 配付対象者及び配付品目

(1) 本大会及びリハーサル大会における識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。

- ① 大会役員
- ② 競技会役員
- ③ 競技役員
- ④ 競技補助員
- ⑤ 競技会係員
- ⑥ 競技会補助員

- ⑦ 選手、監督、視察員等
  - ⑧ その他実行委員会が必要と認めるもの
- (2) 配付する識別用品の品目は、配付対象者ごとに実行委員会が別に定める。

#### 4 識別用品のデザイン

整備する識別用品のデザインは、本大会及びリハーサル大会それぞれにおいて、従事者の識別を図ることができるものとする。

#### 5 識別用品の整備

配付対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。ただし、競技役員及び競技補助員の識別用品について、競技団体が独自の識別用品整備を希望し、識別用品の整備品目及びデザインについて実行委員会と競技団体が協議を行い、実行委員会会長が競技運営等により必要と認められた場合は、競技団体へ識別用品の整備を委託できるものとする。

#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町保険加入要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、階上町で開催される青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「大会等期間中」という。）の円滑な大会運営を図るため、大会関係者又は第三者に発生した事故及び借用物等に対する補償に関し必要な事項を定める。

### 2 契約

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）を通じて保険会社と保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び損害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故及び損害賠償保険支払限度額は、次に掲げるものとする。

#### (1) 損害賠償責任事故

本大会等期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ① 施設賠償事故

実行委員会が競技会場、案内所、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等の所有又は管理運営するものの不備、又は運営上の過失から生じた事故により第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

【施設賠償事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払 限度額
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

② 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為及び看護業務等に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

【医師等賠償事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払 限度額
対人	1億円	1億円	3億円

③ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

【生産物賠償事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払 限度額
対人	3,000万円	3億円	3億円

④ 動産総合賠償責任保険

本大会期間中に実行委員会が借り受けた財物を、滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは搾取されたことなどにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

【動産総合賠償責任保険金支払額一覧】

	1事故	保険期間中支払 限度額
対物	時価	時価総額

⑤ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶発事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

【競技会補助員賠償責任事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払 限度額
対人・対物	5億円	5億円	—

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技会補助員、競技補助員、看護師、医師等の本大会従事者等が、本大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は該当業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

【傷害事故保険金支払額一覧】

① 本大会開催前日及び開催日適用

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技会役員			
競技役員			
競技会補助員			
競技補助員			
医師	1.5億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円

② 前号に規定する日以外適用

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象とならない。

(1) 損害賠償責任事故

- ① 故意による事故
- ② 地震、台風等の天災による事故
- ③ その他保険約款上に定めのあるもの

## (2) 傷害事故

- ① 保険対象者の故意による事故
- ② 地震、台風等の天災による事故
- ③ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- ④ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- ⑤ その他保険約款上に定めのあるもの

## 5 事故報告

- (1) 本大会等期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

## 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項に定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入に必要な事項は、別に定める。
- (3) 本町で開催する競技別リハーサル大会の保険加入については、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

## 事故報告書

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会

会長

様

報告者 所属 部 班 係

氏名

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

### 【物損事故の場合】

被害物	被害物名
	被害状況
	被害物の写真【有・無】 撮影者の氏名
所有者	住所
	氏名
	TEL ( ) -

### 【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分【選手・監督・役員・競技補助員・ボランティア・医師・看護師・観客】
	処置記録兼診療依頼書【発行番号No.】
	住所
	氏名 年齢 才
	TEL ( ) -
医療機関	名称
	TEL ( ) -
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町歓迎装飾実施要項（案）

### 1 目的

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員等及び一般観覧者を温かく迎えるとともに、町民の開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、歓迎装飾の実施に関して必要な事項を定める。

### 2 歓迎装飾の実施

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力のもと、次のとおり歓迎装飾を実施する。

#### (1) 装飾場所

競技会場、その周辺道路、交通拠点、その他必要と認められる箇所等に設置する。

#### (2) 装飾内容

横断幕、のぼり旗等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体、企業等の協力、町民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

#### (3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

### 3 装飾の撤去

装飾の撤去は、青の煌めきあおもり国スポ終了後、実行委員会の責任において速やかに行うものとする。ただし、実行委員会が必要と認めるものを除く。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における歓迎装飾については、必要に応じてこの要項を準用する。



## 青の煌めきあおもり国スポ階上町案内所・休憩所設置要項（案）

### 1 目的

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポにおいて、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営に関して必要な事項を定める。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

### 3 設置場所

総合案内所は、必要に応じ、主要施設等に関係機関等と協議の上設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、原則として競技会場に設置する。

### 4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として競技会の開催期間とする。

### 5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議の上定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始の1時間前から競技終了又は閉会行事終了の30分後までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

### 6 業務内容

#### (1) 総合案内所

- ① 案内所の管理運営に関すること。
- ② 競技の案内に関すること。

- ③ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関する事。
- ④ 案内資料等の配付・管理に関する事。
- ⑤ その他、各種案内に関する事。

## (2) 会場内案内所

- ① 大会参加者等の受付案内及び資料等の配付に関する事。
- ② 競技の案内に関する事。
- ③ 交通、宿泊、観光・物産等の案内に関する事。
- ④ 障がい者への対応に関する事。
- ⑤ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関する事。
- ⑥ その他、各種案内に関する事。

## (3) 休憩所

- ① 必要に応じて行う大会参加者等への飲物等の提供に関する事。
- ② その他、休憩所運営に関する事。

## 7 従事者の心得

従事者は、常に笑顔とおもてなしの心で業務に専念し、積極的かつ迅速に業務の処理に当たるとともに、親切丁寧に大会参加者等に対応する。

## 8 関係機関・関係団体等の協力

案内所及び休憩所の設置運営等を円滑に行うとともに、大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしができるよう、関係機関、関係団体等の協力を得て実施する。

## 9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 当町で開催する競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポに参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、階上町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び設置期間は次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉店は原則として認めないものとする。また、募集数と出店位置は青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

#### 【競技別リハーサル大会】

競技名	出店場所（会場名）	出店期間
自転車（ロードレース）	階上町おもてなし会場内	令和 7 年 1 0 月 5 日 （日） 1 日間

#### 【青の煌めきあおもり国スポ】

競技名	出店場所（会場名）	出店期間
自転車（ロードレース）	階上町おもてなし会場内	令和 8 年 1 0 月 1 1 日 （日） 1 日間

### 3 開設時間

売店の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始の 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了の 30 分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて

これを変更できるものとする。

#### 4 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり約20㎡以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じてこれを変更することができるものとする。

#### 5 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げる物については実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等については、出店者が準備するものとする。ただし、出店状況に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

- (1) 1テント（2間×3間）1張
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

#### 6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ（国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポのマスコットキャラクター「アップリート君」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ実行委員会の使用承認を得ているもの）
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く。）
  - ① 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
  - ② 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

## 7 出店者の条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のすべてに該当する者とする。

### (1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ① 申請時に1年以上、階上町内に店舗を有して営業をしている者
- ② 競技団体の推薦がある者
- ③ 国スポ関連グッズ、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ④ その他実行委員会が認めた者

### (2) 次の条件のすべてに該当する者

- ① 原則として当該競技の開催日に、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
- ② 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ③ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- ④ 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
- ⑤ 納税義務が履行されていること。
- ⑥ 階上町暴力団排除条例（平成23年条例第25号）第2条第5号又は同条第6号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- ⑦ 従業員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

## 8 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を添付した上で、売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し（保健所に届出が必要な商品の場合）
- (5) 町税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

## 9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、出店料免除決定通知書（様式第6号）により免除の決定を受けなければならない。
  - ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
  - ② 公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
  - ③ ①から②に掲げるもののほか、実行委員会において必要と認める者
- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

## 10 出店料

- (1) 出店料は次のとおりとする。

出店者区分	規 模	出店料
階上町内の者	1 ブース	2,000円/日
上記以外の者	1 ブース	4,000円/日

※ 1ブースの半分、約10㎡（テント0.5張）での出店となった場合、出店料は半額とする。

## 11 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、第8項の規定により出店申請を行った者について、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者に対して売店出店許可決定通知書（様式第7号）をもって通知する。

ただし、出店申請者数が予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたいときは抽選を行う。

また、実行委員会は出店の許可決定通知をした者に対し、出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

## 12 保健所への手続

食品を販売する許可を受けた出店者は、競技会場を所管する保健所に必要な届出を行うものとする。なお、保健所への食品販売等臨時出店報告書の提出が必要となる場合は、実行委員会により行うものとする。

## 13 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くこととする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

## 14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

## 15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 施設の付帯設備（電源等）を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

## 16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心掛けること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で持ち帰り、常に環境美化に努めること。
- (4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 販売品等の搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は、1出店者につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9) 火気及び燃料等危険物を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、ブースの前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (11) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更及び追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (14) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。



## 17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難及びその他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したとき、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、直ちに競技会場内に設置する実施本部（以下「実施本部」という。）に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したとき、売店責任者は、直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

## 19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

## 20 損害賠償

出店者（従事者を含む）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠った場合、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 23 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第 1 号)

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会  
会長 様

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名

及び氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 売 店 出 店 申 請 書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項第 8 の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望形態 テント ( 張 ) ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )

2 添付書類

- (1) 出店概要書 (様式第 2 号)
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (4) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し (保健所に届出が必要な商品の場合)
- (5) 階上町の納税証明書 (写し可、発行から 3 か月以内のもの) (該当者のみ)
- (6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類 (免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し)

(様式第2号)

## 出 店 概 要 書

商号又は名称			
代表者氏名			
代表者生年月日	年	月	日生
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物 宅配便・その他（ ）		
国スポ等出店実績			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得 した許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違 反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無

### 販売品目価格等一覧

No.	商品名	予定数量	販売価格	備考 (承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 不足する場合には、別紙に追加してください。

(様式第3号)

## 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品

商号又は名称	
--------	--

### 1 従事者名簿

売店責任者	ふりがな
販売員	ふりがな
販売員	ふりがな
販売員	ふりがな

※ 売店責任者及び販売員には「ふりがな」を記入してください。

### 2 車両予定表

車両の車種	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	

※ 車両の種類は「2tトラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※ 搬入・搬出のみの場合は「駐車場使用」を無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台となります。

※ ケータリングカーの場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

### 3 設営持込備品一覧表

備品名	規格等【使用電力(W)等】	持込目的

※ 電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。(発電機、プロパン等)

(様式第 4 号)

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会  
会長 様

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名

及び氏名 \_\_\_\_\_

## 誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポ階上町競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、「青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 階上町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 25 号)第 2 条第 5 号又は同条第 6 号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団関係者を使用し、又は雇用していません。
- 4 販売品目の販売において、法令等に違反して、過去 1 年間に処分を受けていません。

また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間に食中毒等における行政処分を受けていません。

(様式第 5 号)

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会  
会長 様

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名

及び氏名 \_\_\_\_\_

## 売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項第 9 ( 3 ) の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 \_\_\_\_\_

2 免除理由 ( 該当項目の左欄に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等から物品等の調達等の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他 ( )

(様式第 6 号)

国ス階第 号  
年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会  
会長

## 出店料免除決定通知書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

1 出店会場

2 免除理由



(様式第7号)

国ス階第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会  
会長

## 売店出店許可決定通知書

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定しました。

つきましては、 年 月 日までに出店料を納付してください。

また、青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項第8(4)に基づき、許可証を必要とする出店者については、 年 月 日までに保健所の受理印が押された許可申請書の写しを提出してください。

### 記

- 1 出店会場 \_\_\_\_\_
- 2 出店希望形態 テント ( 張 ) ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 3 出店ブース数 \_\_\_\_\_ ブース
- 4 出店料 \_\_\_\_\_ 円

**【問い合わせ先】**

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会

担 当 :

電話番号 :

(様式第8号)

国ス階第 号  
年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会  
会長

## 売店出店許可証

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
販売許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ階上町売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町競技施設整備実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町施設整備基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）に参加する選手・監督、競技役員、その他関係者及び一般観覧者の利便を図り、円滑な競技運営と快適な観覧ができるようにするために、競技施設の整備に関して必要な事項を定める。

### 2 方針

競技施設の整備にあたっては、競技会運営に支障のないよう既存施設を最大限に活用するとともに、必要に応じて臨時仮設物（付帯設備含む。以下同じ）で対応する。

### 3 競技施設

競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

### 4 臨時仮設物の整備

臨時仮設物は、概ね次のとおりとし、競技会場、練習会場及びその他必要と認める場所に整備する。

テント、トラスゲート、フェンス、防護マット、ステージ、仮設トイレ、電気設備、放送設備、通信設備、仮設スタンド、給排水設備、映像設備、その他

### 5 競技施設の管理

本大会期間中は、競技施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守・安全管理を行う。

### 6 臨時仮設物の設営及び撤去

- (1) 臨時仮設物の設営及び撤去は、委託業者等により行う。
- (2) 臨時仮設物の設営は、競技施設の状況を勘案し、競技会開始の前日までに完了するものとする。

- (3) 臨時仮設物の撤去は、競技会終了後速やかに行い、会場等を原状に復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、競技施設整備について必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における競技施設整備については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町弁当調達要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町宿泊基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者等（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達に係る必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

### 4 提供する弁当の種類及び対象者

提供する弁当の種類は、提供対象者から弁当料金を徴収して提供する弁当（以下「斡旋弁当」という。）及び実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当（以下「支給弁当」という。）とし、提供する対象者は次のとおりとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員、報道員等のうち希望する者
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師・看護師、ボランティア等

### 5 弁当の取扱期間

取扱期間は、斡旋弁当にあつては本大会開催日、支給弁当にあつては本大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

## 6 弁当調製施設の指定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、青の煌めきあおもり国スポ階上町弁当調達委員会を設置し、同委員会が選考した弁当調製施設の中から実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。
  - ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - ② 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
  - ③ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
  - ④ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 7 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

## 8 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

## 9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における弁当の調達については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町医療救護対策要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町医事・衛生基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）と相互に連絡調整を図るとともに、医療機関、関係団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

### 3 医療救護対策

#### (1) 競技会場における医療救護

- ① 競技会場には救護所を設置し、医療救護係を配置する。医療救護係は必要に応じて、医師、看護師、保健師等により編成する。
- ② 救護所では傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。
- ③ 救護所には、医薬品、医療器具（AEDを含む。）及びその他必要な物品を配備する。医薬品はドーピング禁止薬を配備しないよう十分配慮する。

#### (2) 宿泊施設における医療救護

本大会に参加する選手・監督、役員等が宿泊施設で発病・負傷した場合は、宿泊施設の管理者は速やかに医療機関と連絡をとり、その指示を受けるとともに実行委員会へ連絡する。

#### (3) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議を行い決定する。

### 4 医療費の負担

救護所、救急自動車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担と

する。

## 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。



## 青の煌めきあおもり国スポ階上町感染症（防疫）対策要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町医事・衛生基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）における感染症（防疫）対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

### 3 感染症（防疫）対策

#### (1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、町民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を推進する。

#### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

##### ① 大会参加者等の感染症患者についての情報収集

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

##### ② 本大会期間中の注意喚起

本町での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

#### (3) 感染症患者に対するその他の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供する等、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき必要な措置を講じる。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 当町で開催する競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町食品衛生対策要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町医事・衛生基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

飲食物による事故の発生を防止するため、本大会に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）、一般観覧者等に対し、食品衛生意識の普及啓発を行い、食品衛生に対する意識の向上に努める。

#### (2) 食品取扱施設等への監視・指導

管轄の保健所と連携し、食品取扱施設等に対する監視・指導を強化し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの徹底を図る。特に、大会参加者の宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設及び競技会場の食品販売店に対しては、重点的に監視、指導を行う。

#### (3) 健康管理

関係機関、関係団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

#### (4) 食中毒発生時の対応

大会参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害の拡大を防止するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町環境衛生対策要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町医事・衛生基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 環境衛生対策

#### (1) 会場等の環境美化

地域住民、民間団体、関係団体等の協力を得て、競技会場及びその周辺の清掃を行う等、清潔で快適な環境づくりに努める。

#### (2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

本大会の準備及び実施にあたっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処分を行う。

#### (3) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な環境のもとで過ごせるよう、宿舎及びその周辺の衛生環境の保持に努めるよう周知する。

#### (4) 飲料水の衛生対策

水道事業者及びその他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図る等、飲料水の衛生保持に努める。

#### (5) 衛生害虫の対策

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

競技会場及び宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町輸送・交通業務実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町輸送・交通基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）における輸送・交通業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

### 3 業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ① 選手・監督
- ② 競技役員、競技補助員
- ③ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④ 報道関係者、視察員
- ⑤ 一般観覧者
- ⑥ その他、実行委員会が必要と認めた者

#### (2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として本大会期間中における階上町競技会開催日及び前日とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

#### (3) 輸送の範囲

- ① 輸送業務の範囲は、競技会場、指定集合地、指定下車駅、宿舎及びその他本大会関連諸行事の会場の相互間とする。
- ② 実行委員会が車両を借上げて行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

#### 4 輸送力の確保

##### (1) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、関係機関・団体等の協力を得て、必要に応じて県実行委員会と協議の上、バス・タクシー等の必要台数を実行委員会が確保する。

##### (2) 臨時バス等の運行

実行委員会は、一般観覧者等の輸送に伴うバス（臨時バス等）の運行が必要と認められる場合には、必要に応じて県実行委員会と協議の上、関係機関・団体等に対し、協力の要請を行うとともに、必要な措置を講じる。

##### (3) 予備車両の確保

実行委員会は、本大会期間中、予備車両（バス等）を準備して緊急時に備える。

#### 5 輸送業務の内容

##### (1) 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

##### (2) 集合地の設定

実行委員会は、選手・監督及び役員等の輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、集合地を設定する。

##### (3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

##### (4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な施設等に案内所を設置し、宿舎、競技会場等への円滑な輸送案内を行う。

##### (5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって階上町以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を必要に応じて実施する。

##### (6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

実行委員会は、同一競技が階上町と階上町以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。



(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て、適切な措置を講じる。

(8) 学校観戦が行われる場合の輸送

学校観戦の輸送は、学校と協議の上、輸送計画書を作成し、実行委員会が用意した車両を利用し、安全に輸送を行うこととする。

(9) バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

6 交通業務の内容

(1) 交通安全対策

① 交通規制

実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施する。

② 交通案内

実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に案内・誘導看板等を設置する。

③ 交通整理

実行委員会は、競技会場周辺等における通行の安全及び交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員等を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(2) 駐車場対策

① 臨時駐車場の確保

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場の周辺等に、必要に応じて臨時駐車場を確保する。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じてシャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

② 駐車場管理運営

実行委員会は、駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、駐車場内での事故防止に努める。

③ 駐車許可証の交付

実行委員会は、特定の指定駐車場利用者に対して、事前に駐車許可証

を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

④ 路上駐車の防止

実行委員会は、交通渋滞及び交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、競技会場周辺等に対して必要な措置を講じる。

⑤ 民間駐車場への迷惑駐車防止

実行委員会は、競技会場周辺等の民間駐車場への迷惑駐車を防止するため、民間施設所有者等の協力を得て、競技会場周辺等に対して必要な措置を講じる。

⑥ 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修等必要な保全対策及び本大会期間中に交通渋滞が予想される道路、競技会場等周辺の道路工事の抑制等について、関係機関への協力を求める。

7 輸送交通業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議の上、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町駐車場管理業務実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町輸送・交通基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）における駐車場等の設置及び管理並びに選手・監督、競技役員、その他大会関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の競技会場への来場車両を駐車場等への安全かつ円滑な誘導を行うため、必要な事項を定める。

### 2 駐車場等の設置

- (1) 駐車場は、大会関係者駐車場及び一般観覧者駐車場（以下「駐車場」という。）とし、原則として公共施設の駐車場を利用する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用することができるものとする。
- (2) 駐輪場は、大会関係者駐輪場及び一般観覧者駐輪場（以下「駐輪場」という。）とし、競技会場内及び駐車場内に設置する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用できるものとする。

### 3 駐車場等の設置期間及び開始時間

- (1) 駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）の設置期間は、原則として本大会期間中における階上町競技開催日前日から終了日までの間とする。  
ただし、必要に応じてこれを変更できるものとする。
- (2) 駐車場等の開始時間は、原則として競技開始の1時間前からとする。  
ただし、必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 4 事前準備

駐車場等設置日の前日までに、当該駐車場等の設置及び駐車区画の整備、案内看板の設置等を行う。

## 5 駐車場管理業務の実施

- (1) 駐車場管理業務の実施にあたっては、設置する駐車場等に係員等を配置して実施する。
- (2) 大会関係者の車両については、大会関係者用駐車場入口において駐車許可証の有無及び区分を確認し、適切に誘導する。
- (3) 一般観覧者の車両（バイク及び自転車を含む。）については、一般観覧者用駐車場又は駐輪場に誘導する。
- (4) 誘導等の業務にあたっては、応対及び言動に十分留意し、利用者に不快感を与えないように心掛けるものとする。
- (5) 車両の出入り及び駐車中の車両管理については、事故のないように十分注意し、万が一、事故が発生した場合は、適切な応急処置を行うとともに、青の煌めきあおもり国スポ階上町実施本部（以下「実施本部」という。）に報告して指示を受け対応する。
- (6) 他の駐車場との連絡を密にし、常に利用状況の把握に努め、駐車スペースの確保に配慮するものとする。
- (7) 係員は駐車場の利用状況について、当日の業務終了後、実施本部に報告する。
- (8) 係員は本大会終了後、設置物の撤去及び清掃を行う。

## 6 駐車場管理業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、駐車場管理業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町警備・消防防災業務実施要項(案)

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ階上町警備・消防防災基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）における警備・消防防災業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、警備・消防防災業務を実施する。

### 3 実施区域

実施区域は、競技会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及びその他必要とされる場所とする。

### 4 基本的事項

警備・消防防災業務の基本的事項は、次のとおりとする。

#### (1) 警備業務

大会関連施設の雑踏事故及びその他の事故・事件の防止に取り組む。

#### (2) 消防防災業務

消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令のほか、階上町地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、大会関連施設の消防防災に取り組む。

### 5 本大会開催前の業務

#### (1) 体制

関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

#### (2) 業務内容

##### ① 警備業務

- ア 警備業務実施計画の作成
  - イ 制服警備員等の人員確保と事前教育の実施
  - ウ その他必要な警備業務
- ② 消防防災業務
- ア 消防防災業務実施計画の作成
  - イ 大会関連施設における消防防災体制（救急・救助を含む。）の確立
  - ウ 大会関連施設における予防査察の実施（消防用設備・避難経路の点検及び防火安全対策の指導）
  - エ 主要な競技会場における消防訓練等の実施
  - オ 防火防災意識の啓発
  - カ その他必要な消防防災業務

## 6 本大会開催期間中の業務

### (1) 警備業務

#### ① 体制

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、大会関連施設に係員等を配置し、警備・消防防災体制を整える。

#### ② 業務内容

- ア 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備
- イ 大会関連施設における選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ウ 大会関連施設における避難通路の確保
- エ 大会関連施設における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止
- オ 大会関連施設及びその周辺における犯罪の予防
- カ その他必要な警備業務

### (2) 消防防災業務

#### ① 体制

実行委員会は、実施本部に消防防災業務を総括する警備・消防防災本部を設置する。また、必要に応じて大会関連施設に現地警備本部・消防本部を設置する。

#### ② 業務内容

- ア 大会関連施設における火災等の予防・警戒及び鎮圧
- イ 大会関連施設における救急・救助

- ウ 大会関連施設の災害発生時における避難通路の確保及び避難誘導
- エ 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達
- オ その他必要な消防防災業務

### (3) 通信連絡業務

実行委員会は、関係機関・団体等と連携して、警備・消防防災業務を円滑に行うため必要な通信連絡体制を確立する。

## 7 広域配宿に係る警備・消防防災業務

広域配宿に係る警備・消防防災業務については、関係機関及び関係市町と調整し、実施するものとする。

## 8 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

本大会の開催前及び開催期間中において、階上町災害対策本部が設置される大規模災害又は突発重大事案が発生した場合は、階上町地域防災計画、階上町国民保護計画等に基づき対応するものとする。

## 9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 階上岳登山口臥牛の塔周辺に係る電線について

- 青の焔めきあおもり国スポ階上町実行委員会第1回総会（令和5年10月12日）、第1回常任委員会（令和6年5月27日）及び第2回総会（令和6年6月17日）において、「国スポ開催を契機にロードレース会場となる登山口の臥牛の塔周辺の電線、電柱を移設し、臥牛の塔を観光資源として活用することにつなげてほしい」という趣旨の意見が委員から出された。（資料1参照）
- 臥牛の塔周辺は、おもてなし会場とする予定で、令和6年度に植栽の撤去を実施した。（資料2参照）
- 電線・電柱の移設については、庁舎内関係課で検討を十分に重ねてきたが、令和7年10月5日（日）開催のリハーサル大会の状況を見て、本大会での運営における影響の有無を確認し、判断することとしたい。（資料3参照）



## 参考資料 1

### 青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会会則

#### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

##### (目的)

第2条 実行委員会は、第 80 回国民スポーツ大会において、階上町で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

##### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。

#### 第2章 組織

##### (構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 階上町を代表する者
- (2) 階上町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

##### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 常任委員 20名以内
- (4) 監 事 2名以内

##### (役員を選任)

第6条 会長は、階上町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

##### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画等に関する事。

(2) 会則の制定及び改廃に関する事。

(3) 事業計画及び事業報告に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) 常任委員会に委任する事項に関する事。

(6) その他重要な事項に関する事。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものと

みなす。

- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
  - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事

の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 19 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

#### 附 則

この会則は、令和5年2月 16 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、令和5年 10 月 12 日から施行する。

## 第 80 回国民スポーツ大会階上町開催基本方針

### 1 基本方針

第 80 回国民スポーツ大会は、本県で 49 年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、階上町のあらゆる魅力を発信し、町民総参加による階上ならではの大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により簡素・効率化を図るとともに、将来の町民へと引き継がれる貴重なスポーツ資源となるよう、大会終了後を見据えた取組も推進します。

また、この開催を契機に、当町の基本理念である「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」のもと、多様な世代の誰もが様々な形でスポーツに親しみ、スポーツの振興はもとより、健康づくりや生きがいつくり、さらには交流人口の拡大等による地域活性化につながるよう努めます。

### 2 実施目標

#### (1)町民一人ひとりがスポーツに親しめる大会

多様な世代の誰もが、大会に積極的に参画し、スポーツを「する・みる・ささえる」人を増やし、スポーツの楽しさや素晴らしさを実感できる大会を目指します。

#### (2)スポーツによる地域の活性化を推進する大会

大会を契機に、町民が自発的にスポーツ活動へ参画する機運醸成に努めるとともに、地域・関係団体等との連携を促進し、大会成功に向けて町民一人ひとりの力を結集させ、スポーツによる地域の活性化につながる大会を目指します。

#### (3)階上のあらゆる魅力を全国に発信する大会

当町を訪れる全ての人々をおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、山と海に囲まれた豊かな自然や食、文化など階上の魅力を全国に発信し、交流の輪を広げる大会とします。

## 青の煌めきあおもり国スポ階上町開催準備推進総合計画

青の煌めきあおもり国スポ(以下「国スポ」という。)の成功に向け、階上町民の総力を結集して、本町の将来像である、「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」の実現につながる大会を目指し、階上町開催基本方針に沿った開催準備推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体(以下「県等」という。)と緊密な連携のもと、国スポを一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### (2) 財務

県等との相互協力のもと、簡素化・効率化を図りつつも、創意工夫を凝らした魅力ある大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### (3) 広報

国スポへの町民の関心や参加意識を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然、歴史や文化、観光、産業、食など本町の多彩な魅力を全国に発信する。

#### (4) 町民運動

町民一人ひとりが国スポ開催の意義を理解し、町民総参加のもと一丸となって国スポを盛り上げていくことで、地域の未来を担う人材の育成を図り、町民協働のまちづくりの推進につなげる。

#### (5) 歓迎・おもてなし

選手や監督をはじめ、訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本町の多彩な魅力に広く触れていただき、心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

競技会の開催にあたっては、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営を行うものとする。

#### (7) 式典

表彰式等の式典は、簡素な中にもぬくもりが感じられるよう創意工夫を凝らし、本町の特色を活かしたものとする。

#### (8) 施設

競技に関わる施設は、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重し、安全で円滑な競技運営が図られるよう万全を期する。

#### (9) 宿泊

選手・監督をはじめ、国スポで本町を訪れるすべての方々を温かくお迎えするため、宿泊施設その他関係機関と連携を図りながら、十分に休養できる快適な環境づくりに配慮した受け入れ体制を確立する。

#### (10) 医事・衛生

国スポに関わるすべての方々が、快適で安全・安心な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、医療機関や関係機関の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

#### (11) 輸送・交通

本町の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との緊密な連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制を確立する。

#### (12) 消防・警備

会場・宿泊施設等における災害の防止と治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防その他関係機関と緊密に連携しながら、警備・消防防災体制を確立する。

## 2 開催準備推進総合計画(年次計画)

開催準備推進総合計画の年次計画は、別表のとおりとする。  
また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

## 参考資料 4

### 青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会事務局規程

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条第2項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 事務局

##### (設置)

第2条 事務局は、階上町教育委員会教育課内に置く。

##### (業務)

第3条 事務局は、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に関する事務を処理する。

##### (職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局リーダー
- (3) 事務局員

2 前項の職員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局に出納員を置く。

4 第1項に定める職員のほか、必要に応じ、事務局に階上町職員以外の者を置くことができる。

##### (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局リーダーは、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、所管事務に従事する。

#### 第3章 事務の専決等

##### (事務局長の専決事項)

第6条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について専決する。

- (1) 実行委員会の通常の事業の実施に関すること。
- (2) 軽易な照会、回答、申請、届出、報告等に関すること。
- (3) 予算の流用及び配当替えに関すること。

#### 第4章 文書の取扱い

##### (記号及び番号)

第7条 施行する文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文



書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は、「国ス階」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。  
(編さん及び保存)

第8条 施行を完了した文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。  
(文書の取扱い)

第9条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、階上町文書事務規程(平成14年階上町訓令第3号。以下「文書事務規程」という。)の例による。

## 第5章 公印

(公印)

第10条 事務局が使用する公印の種類は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長の指定する職員が管理する。  
(公印の取扱い)

第11条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、文書事務規程の例による。

## 第6章 服務及び旅費

(服務)

第12条 職員の服務は、階上町の例による。

(旅費)

第13条 職員がその職務のために旅行するときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額については、原則として階上町の例による。  
(費用弁償)

第14条 実行委員会の委員等が会務のために旅行するときは、費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

- 2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、階上町の例による。

## 第7章 財務

(予算)

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

(決算)

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠種類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第17条 第4条第3項に規定する出納員は、事務局員をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 18 条 現金の出納は、会長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第 19 条 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は階上町財務規則（昭和 61 年階上町規則第 19 号）の例による。

#### 第 8 章 補則

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職名	充てる職
事務局長	階上町教育委員会教育課長
事務局リーダー	階上町教育委員会教育課国スポグループリーダー
事務局員	階上町教育委員会教育課国スポグループ員

別表第2（第10条関係）

公印の種類	寸法	
青の煌めき あおり国スポ 階上町実行 委員会会長之印	正方形 24 mm×24mm	てん書体